

令和8年度地域を支える農業者等確保総合事業  
(新規就農者サポート組織の活動支援)の概要

令和8年4月1日  
福島県農業担い手課

1 趣旨

地域の実情に応じた担い手等の確保・育成を図るため、市町村、JA等が連携して取り組む新規就農者サポート組織の活動を支援する。

2 事業内容

新規就農者サポート組織が行う以下の取組に対して補助する。

- (1) 新規就農者サポート組織の設置・運営
  - ア 新規就農者サポート組織の設立・運営に要する経費
- (2) 就農者受入条件の整備
  - ア 新規就農者向け住居の借上げ費、農地費の支援（賃借料）
  - イ 新規就農者へのリース用の農機具等の導入
    - ※取得価格（農機具等導入経費の総額）：500千円未満（補助対象経費）
- (3) 県内外でのPR活動・就農相談会、交流会等の活動
  - ア 県内外での就農フェア・就農相談会の開催または参加に要する経費
  - イ 産地見学・農業体験会の開催に要する経費
  - ウ 新規参入希望者と地域の生産者との交流会等の開催に要する経費
  - エ セミナーや実務研修、スキルアップ研修の開催に要する経費

3 事業実施主体

- ア 新規就農者サポート組織（市町村、JA等で構成される組織）
  - ※市町村、JAは必ず構成員とすること
- イ 新規就農者サポート組織を構成する市町村、団体（JA、市町村公社、地域担い手協議会等）
- ウ 事業実施期間中に、新規就農者サポート組織の設立が確実な市町村、団体（JA、市町村公社、地域担い手協議会等）

4 補助率・上限

- (1) 補助率 3のア、イ 1/2以内  
3のウ 定額
- (2) 補助額上限 3のア、イ 上限50万円以内  
ただし、市町村を越えて広域的に活動している協議会、又は研修生を3人/年以上受け入れている協議会については75万円以内。  
3のウ 上限100万円以内

5 予算額

6,500千円

6 事業実施期間

令和4年度～令和8年度（5年間）